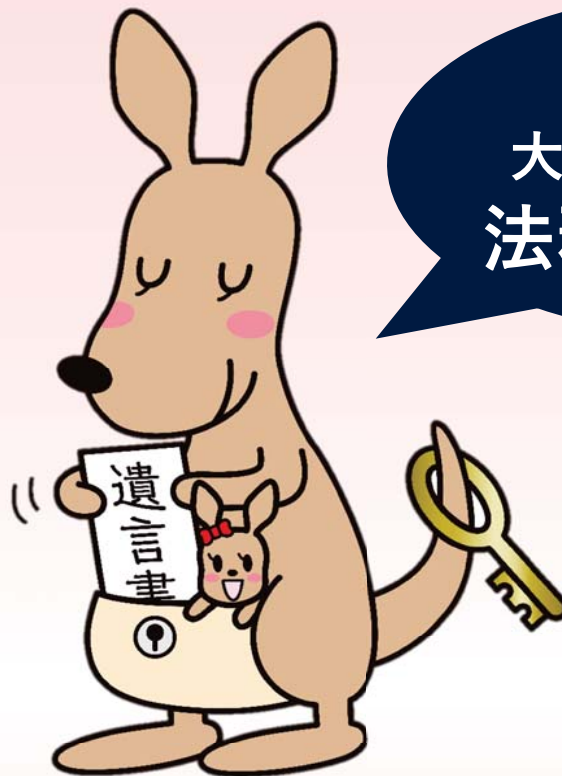


預けて安心！自筆証書遺言書保管制度

全国312か所
千葉県内11か所
(本局及び10支局)
で実施します！

遺言書の保管の申請には
手数料**3,900円**が
かかります。



遺言書ほかんガルー

あなたの
大切な遺言書を
法務局が守ります

令和2年
7月10日(金)
開始

手続には予約が必要です

法務局手続案内予約サービス専用ページ
<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>
※予約は令和2年7月1日（予定）から可能です。

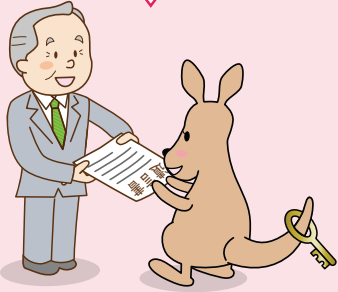
詳しくはこちらをご覧ください。

🔍 遺言書保管制度

検索

千葉県方法務局

遺言書の保管の申請



- 手続には必ず遺言者本人が法務局にお越しください。
- 自筆証書遺言の方式について外形的な確認を行います。
- 遺言の内容についての相談はお受けできません。
- 遺言者は預けた遺言書の閲覧や保管の申請の撤回をすることができます。

保管の申請に必要なもの

- 自筆証書遺言に係る遺言書
- 申請書*
- 添付書類(本籍の記載のある住民票等)
- 本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)
- 手数料(収入印紙)

*申請書の様式は、法務省HP (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html) からダウンロードできます。また、遺言書保管所窓口にも備え付けられています。



自筆証書遺言書保管制度について

なぜこの制度が必要なの？



遺言は、相続をめぐる紛争を防止するために有用な手段です。そして、自筆証書遺言は、自書さえできれば遺言者本人のみで作成でき、手軽で自由度の高いものです。しかし、遺言者本人の死亡後、相続人等に発見されなかったり、一部の相続人等により改ざんされる等のおそれが指摘されています。

この自筆証書遺言のメリットは損なわず、問題点を解消するための方策として、本制度が創設されました。

- ✕ 相続人に発見されないことがある
- ✕ 改ざんされるおそれがある

主に遺言書作成後の管理に起因するトラブル

解消策

法務局（遺言書保管所）が遺言書を保管する制度

ぜひ、ご活用ください！



高齢化の進展とともに、「終活」等が浸透しつつあると言われていますが、ご自身の財産をご家族へ確実に託す方法の一つとして自筆証書遺言を検討されるに当たっては、ぜひ本制度をご活用ください。

※法務局（遺言書保管所）に保管の申請をされた場合には、ご家族のどなたかにその旨お伝えになると、相続開始後の証明書の請求等の手続もスムーズに行われます。

自筆証書遺言と公正証書遺言

自筆証書遺言(民法968条)

- ・遺言者本人が遺言書の全文（財産目録を除く。）、日付及び氏名を自書さえできれば一人で作成することができます。
- ・遺言者自身で作成するため費用はあまりかかりません。

作成方法

本制度を利用すれば、法務局に預けることができます。

- ・遺言者本人の判断で適宜の方法により保管することとなります。

保管方法

- ・相続開始後、相続人等が家庭裁判所に検認を請求する必要があります。

その他

本制度で保管された遺言書は検認は不要です。



公正証書遺言(民法969条)

- ・法律専門家である公証人の関与の下、2名以上の証人が立ち会って行う遺言で、公証人は、遺言能力や遺言の内容の有効性の確認、遺言内容についての助言等を行います。
- ・財産の価額に応じた手数料がかかります。

- ・原本は公証役場において厳重に保管されます。

- ・検認は不要です。

遺言者が亡くなられた後の手続

相続人等は、遺言書の内容の証明書の請求や遺言書の閲覧をすることができます。



遺言書が法務局において保管されていることを、その他の相続人等に通知します。



相続人等が遺言書情報証明書の交付を受けた場合又は遺言書の閲覧をした場合



検認不要

法務局において保管されている遺言書については、家庭裁判所での検認が不要となります。

● 本制度に係る全ての手続には予約が必要です。